

水戸市安全なまちづくり基本計画（第2次）

水 戸 市

目次

第1章 計画策定の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 2

第2章 犯罪の現状と課題について

- 1 国・県の現状 3
 - (1) 国の現状 3
 - (2) 県の現状 4
- 2 水戸市（水戸警察署）の現状 6
- 3 前計画のまとめ 10
 - (1) 施策の成果について 10
 - (2) 安全なまちづくりモデル地区について 10
- 4 現状と前計画を踏まえた課題 12
 - (1) 協働による犯罪の抑止施策 12
 - (2) 発生件数の多い犯罪対策 12
 - (3) 再犯防止対策の推進 12
 - (4) 防犯ボランティア団体への支援 12
 - (5) 空き家等対策 13
 - (6) 防犯設備の増設 13

第3章 計画の基本的方向

- 1 目指す姿 14
- 2 基本方針 14
- 3 計画の目標 15
- 4 施策の体系 16

第4章 施策の展開について

【重点的な取組】

- 安全なまちづくりモデル地区の活動を踏まえた全市への展開 17
 - (1) 進行手順 17
 - (2) モデル地区解除後の対応 18
- 【1 防犯力の高い地域社会づくり】 19
 - (1) 地域における防犯対策の強化 20
 - (2) 学校における安全管理の推進 20
 - (3) 防犯上配慮を要する者の安全対策の強化, 犯罪被害者の支援 20
 - (4) 再犯防止に向けた取組の強化 21

【2 防犯意識の高い人づくり】	22
(1) 防犯意識の醸成	22
(2) 防犯教育等の充実	22
(3) 防犯組織の育成・支援	23
【3 犯罪が起きにくいまちづくり】	24
(1) 犯罪が起きにくい環境づくり	24
(2) 防犯設備の整備	24
(3) 防犯に配慮したまちの形成	25

第5章 計画の推進体制と進行管理について

1 安全なまちづくり推進体制	26
2 庁内推進体制	26
3 年次報告，進行管理	26

付属資料

- ・ 水戸市安全なまちづくり条例
- ・ 水戸市安全なまちづくり推進委員会委員名簿
- ・ 主な経過

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

国においては、「世界一安全な国，日本」の復活を目指し，犯罪の起こりにくい社会環境の整備などを進めてきました。その効果により，犯罪認知件数は着実に減少していますが，県政世論調査の結果から，依然として県民の約3割は「治安状況は悪くなっている」と感じています。

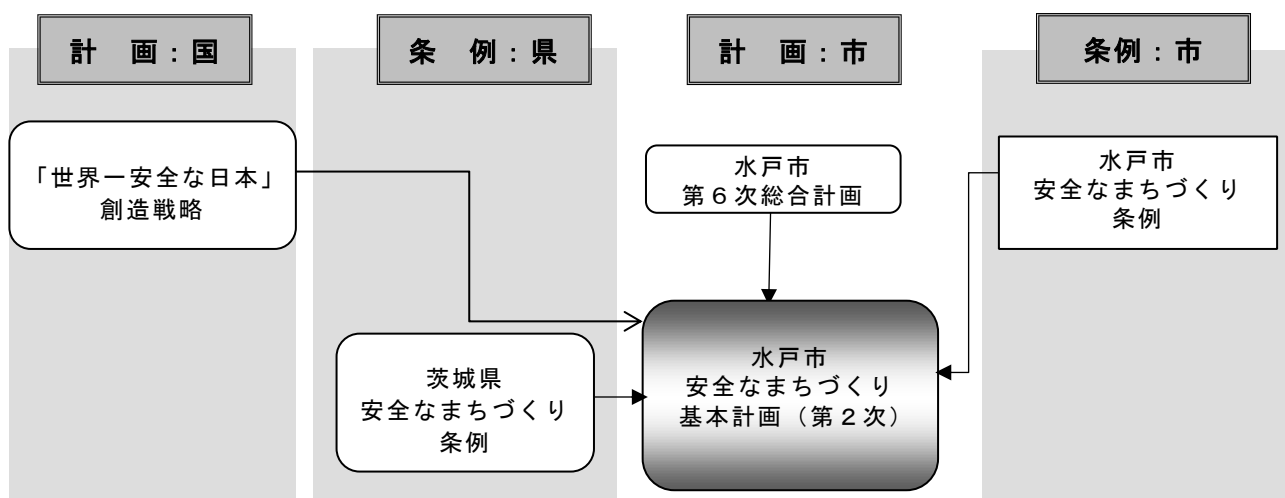
本市においても，2004（平成16）年に水戸市安全なまちづくり条例を施行し，地域，事業者，行政等が連携した防犯活動などにより，犯罪認知件数は減少傾向を示しているものの，凶悪犯罪の発生やニセ電話詐欺などが社会問題となっており，真に市民が安全・安心を感じられる地域社会を形成していかなければなりません。

安全なまちづくりモデル地区に指定した水戸駅南口周辺地区では，ボランティア団体のパトロールをはじめとした活動が窃盗犯等の減少に大きな効果をもたらしたと考えられることから，モデル地区事業をさらに発展させ，充実に図っていく必要があります。

犯罪の未然防止に向けて，防犯意識の一層の高揚とともに，適正に管理されていない空き地・空き家対策や再犯防止のほか，防犯設備の拡充も求められていることから基本計画の見直しを行い，さらなる安全・安心なまちづくりに向けて，第2次基本計画を策定するものとします。

2 計画の位置付け

この計画は，県民が安全に暮らすことのできる社会の実現を目的として策定された「茨城県安全なまちづくり条例」及び「水戸市安全なまちづくり条例」等の内容を踏まえ，水戸市第6次総合計画で定めた将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する^{さきがけ} 魁のまち・水戸」の実現を目指し，今後の本市の安全なまちづくりに関する施策を推進するための指針となるものです。



3 計画の期間

2015（平成 27）年度から 2023（平成 35）年度までの 9 か年とします。

なお，社会経済情勢の変化や，国及び県における方針の変更など，計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には，適宜見直しを行うものとします。

第2章 犯罪の現状と課題について

1 国・県の現状

(1) 国の現状

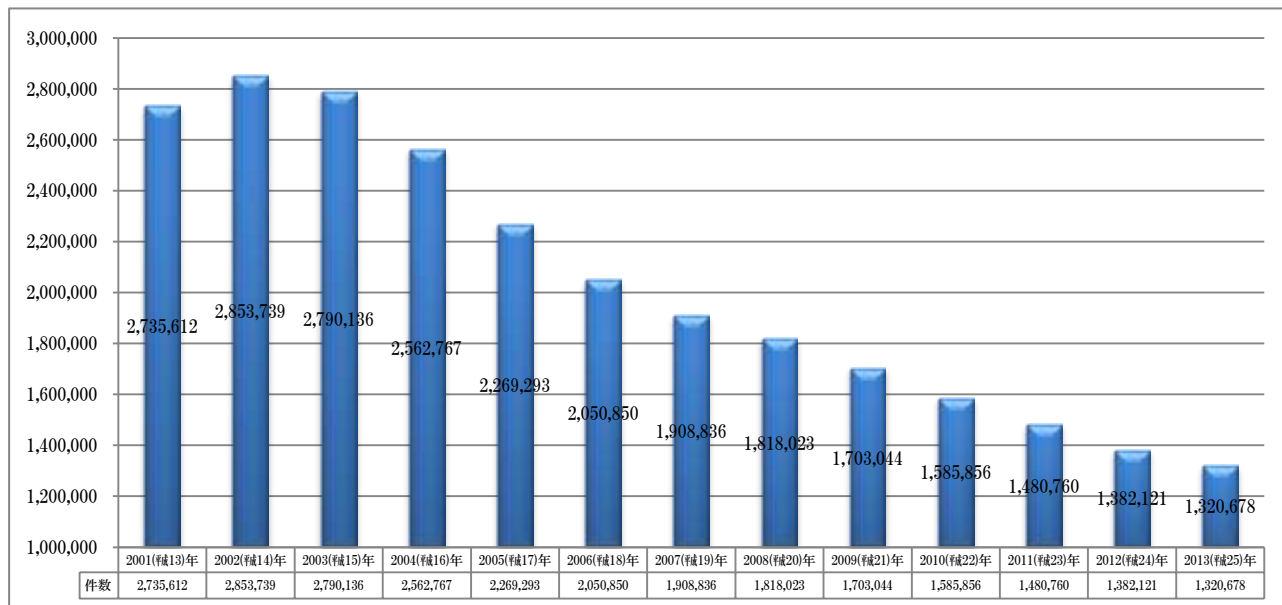
国においては、2002（平成14）年に犯罪認知件数が戦後最多となったことを踏まえ、2003（平成15）年の犯罪対策閣僚会議において、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、5つの重点課題が設定されました。

5つの重点課題

- ① 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の阻止
- ② 社会全体で取り組む少年犯罪の阻止
- ③ 国境を超える脅威への対応
- ④ 組織犯罪等からの経済、社会の防護
- ⑤ 治安回復のための基盤整備

これらの課題解決に向け、社会のあり方に着目し、「世界一安全な国」という目標を明確にした上で、犯罪情勢に即した各種の施策、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な犯罪対策を推進したことにより、犯罪認知件数は戦後最悪期の半数以下に減少しています。

図1 全国の犯罪認知件数



(資料：茨城県警察本部)

(注) 犯罪認知件数とは、「刑法」（暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察において被害届等を受理した件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

2013（平成 25）年には、犯罪対策閣僚会議において、『『世界一安全な日本』創造戦略』が決定し、2020（平成 32）年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向けて、7つの戦略に沿って施策に取り組んでいく方針です。

7つの戦略の構成

- ①世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
- ②G8 サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等
- ③犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進
- ④社会を脅かす組織犯罪への対処
- ⑤活力ある社会を支える安全・安心の確保
- ⑥安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策
- ⑦「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

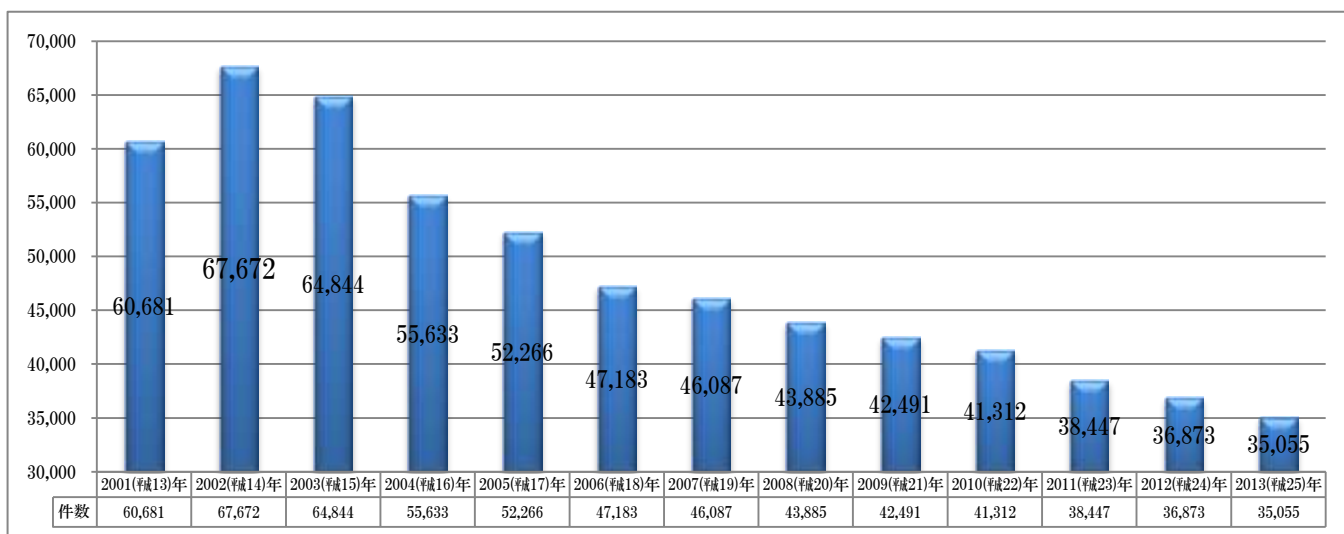
（注）カウンターインテリジェンスとは、情報セキュリティに関する用語で、外部からの諜報活動に対抗して、機密情報が外部に漏出するのを阻止する活動のこと

(2) 県の現状

県においては、国の行動計画を受けて、2003（平成 15）年、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のための必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」を制定し、安全な社会の実現に向けた取組を推進しています。

ひばりくん防犯メール等による意識啓発や相談窓口の充実、組織体制の強化などにより、犯罪認知件数は戦後最多の6万7,672件を記録した2002(平成14)年からほぼ半減しています。

図2 茨城県の犯罪認知件数



（資料：茨城県警察本部）

犯罪認知件数については、全ての罪種で減少しているものの、窃盗犯の割合が8割弱を占めている状況にあることから、自動車盗の対策として、2014（平成26）年に条例を一部改正し、「通称：イモビカッター」等の製造、所持及び譲渡を禁止しました。

犯罪認知件数の減少に伴い、治安悪化を感じている割合は減少しているものの、依然として県民の約3割が「治安状況は悪くなっている」と感じています。

表1 体感治安に関する意識

（単位 %）

区分	2008(贖20)年	2009(贖21)年	2010(贖22)年	2011(贖23)年	2012(贖24)年	2013(贖25)年
割合	59.7	49.5	49.2	37.1	40.4	33.7

※割合は、「治安状況は悪くなっている」と感じている県民の割合です。

（資料：県政世論調査）

表2 茨城県の犯罪認知件数の内訳

区分	2004年 (贖16年)	2005年 (贖17年)	2006年 (贖18年)	2007年 (贖19年)	2008年 (贖20年)	2009年 (贖21年)	2010年 (贖22年)	2011年 (贖23年)	2012年 (贖24年)	2013年 (贖25年)
犯罪認知件数	55,633	52,266	47,183	46,087	43,885	42,491	41,312	38,447	36,873	35,055
凶悪犯	397	297	263	190	224	212	191	152	140	147
粗暴犯	1,488	1,415	1,508	1,521	1,401	1,358	1,402	1,254	1,342	1,259
窃盗犯	44,158	40,866	36,082	35,880	34,359	32,900	32,440	30,517	29,146	27,623
知能犯	1,887	2,134	1,963	1,597	1,635	1,170	996	969	998	897
風俗犯	263	307	244	216	181	186	201	181	221	196
その他	7,440	7,247	7,123	6,683	6,085	6,665	6,082	5,374	5,026	4,933

（資料：茨城県警察本部）

茨城県安全なまちづくり条例の概要

- 県、事業者及び県民の責務
- 児童及び生徒に対する安全教育の充実及び健全育成
- 学校、児童福祉施設、通学路等における生徒等の安全の確保
- 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及
- 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止
- 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及
- 犯罪の防止のための必要な規制等
 - ・ ピッキング等に使用される器具の有償譲渡及び使用方法の教授を禁止
 - ・ 自動車の窃取目的等で、自動車の合いかぎ、かね尺等の機器の携帯、又は**原動機を始動させるために使用される機器（通称：イモビカッター等）**の製造、所持及び譲渡を禁止【条例を一部改正し2014（平成26）年4月公布、7月施行】

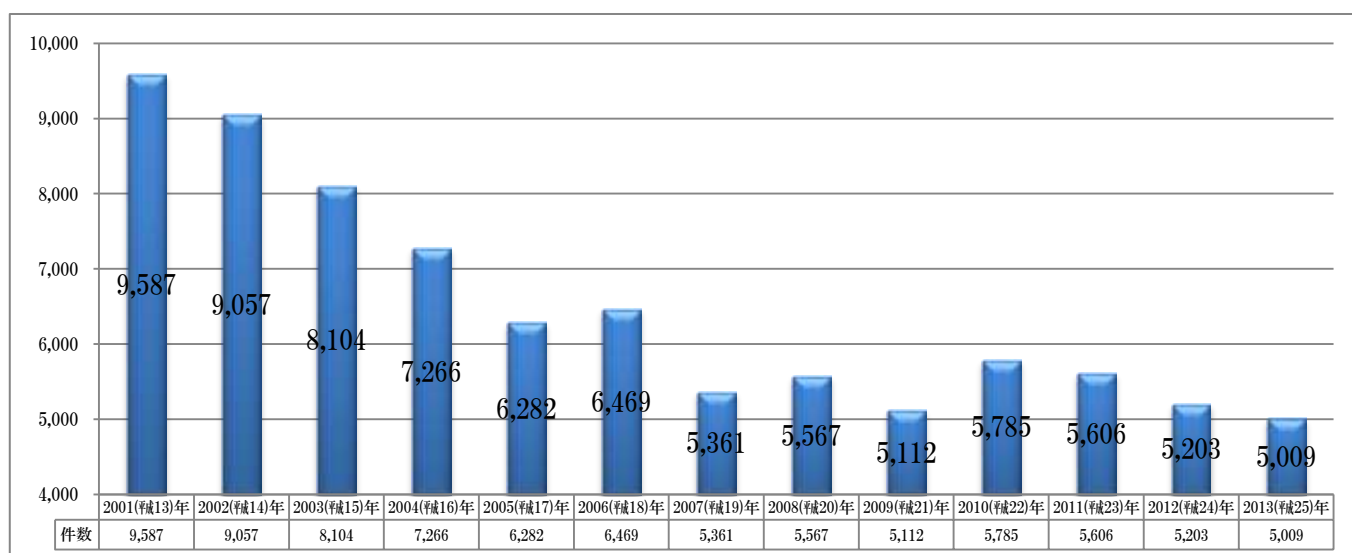
2 水戸市（水戸警察署）の現状

本市においては、2004（平成16）年4月、水戸市安全なまちづくり条例を施行し、地域の安全に対する基本理念を定めました。さらに、この条例に基づき、2005（平成17）年度から2014（平成26）年度までを期間とする水戸市安全なまちづくり基本計画を策定し、「市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成」を目標に、安全なまちづくり推進に向けて、「人づくり」「まちづくり」「連携体制づくり」という3つの視点に立って、各種施策を推進してきました。

それらの取組により、自主防犯活動や防犯設備の充実、連携体制の強化が図られ、水戸警察署管内（水戸市、大洗町、茨城町）における犯罪認知件数は、戦後最多の9,587件を記録した2001（平成13）年からほぼ半減しています。

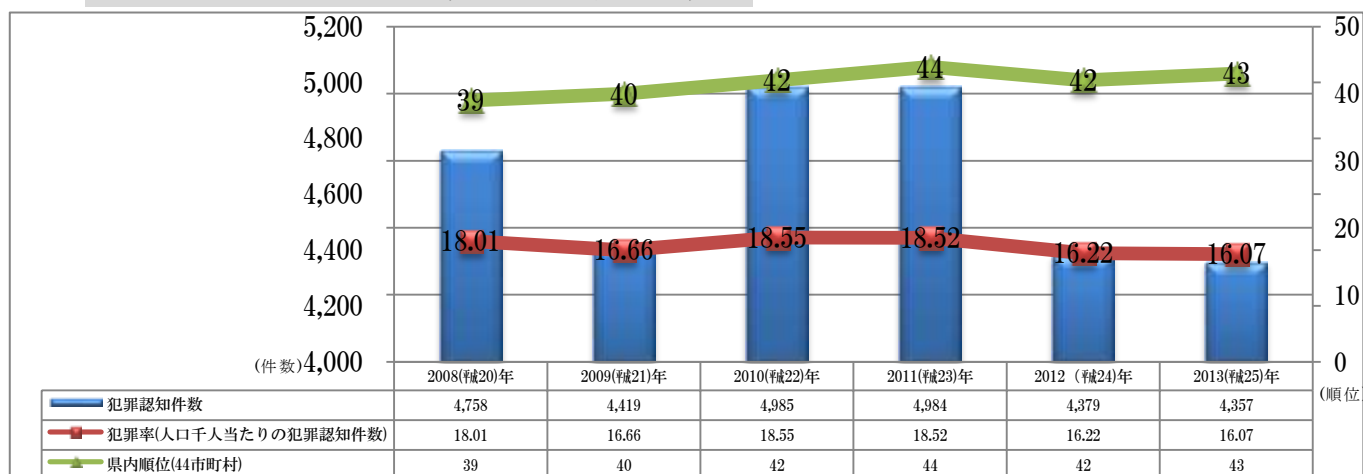
しかしながら、2013（平成25）年の本市の犯罪認知件数4,357件は県内最多で、犯罪率（人口千人当たりの犯罪認知件数）は県内ワースト2位となっています。

図3 水戸警察署管内（水戸市・大洗町・茨城町）の犯罪認知件数



（資料：茨城県警察本部）

図4 水戸市における犯罪認知件数・犯罪率



（資料：茨城県警察本部）

水戸警察署管内の犯罪認知件数について、罪種別で見ると、他の犯罪に比べ窃盗犯は横ばいとなっており、近年、その比率は高まっています。

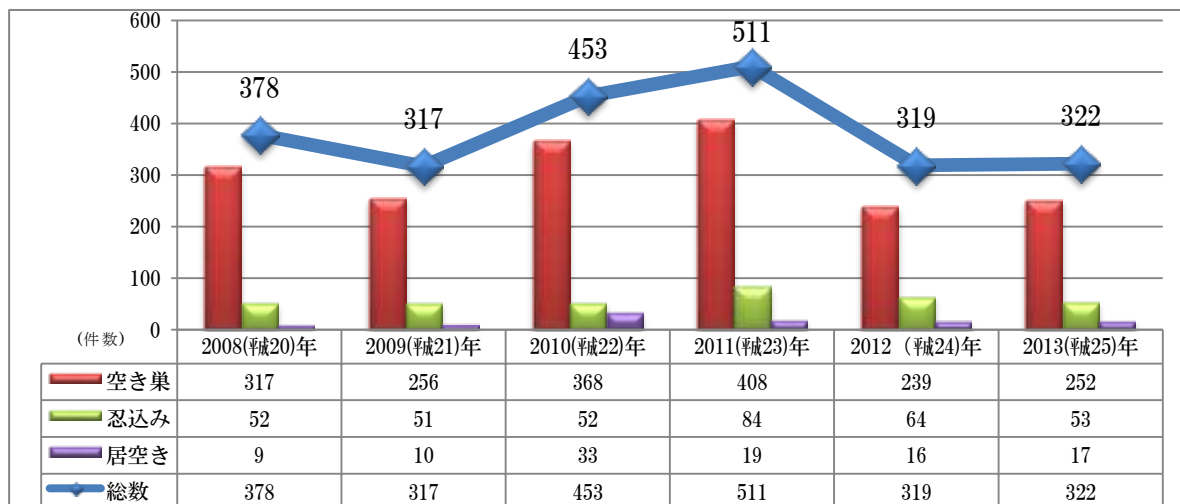
特に、本市における空き巣 252 件は県内最多であり、乗り物盗の中でも自転車盗の発生件数は依然として多い状況にあり、2013(平成 25)年の自転車盗 661 件も、県内最多となっています。

表 3 水戸警察署管内(水戸市・大洗町・茨城町)の犯罪認知件数の内訳

年	2008(平成 20)年	2009(平成 21)年	2010(平成 22)年	2011(平成 23)年	2012(平成 24)年	2013(平成 25)年
水戸署合計	5,567	5,112	5,785	5,606	5,203	5,009
凶悪犯	27	22	31	17	13	15
粗暴犯	229	222	220	189	161	148
窃盗犯	4,168	3,937	4,511	4,557	4,280	4,108
知能犯	236	157	159	96	105	99
風俗犯	30	36	30	31	17	13
その他	877	738	834	716	627	626

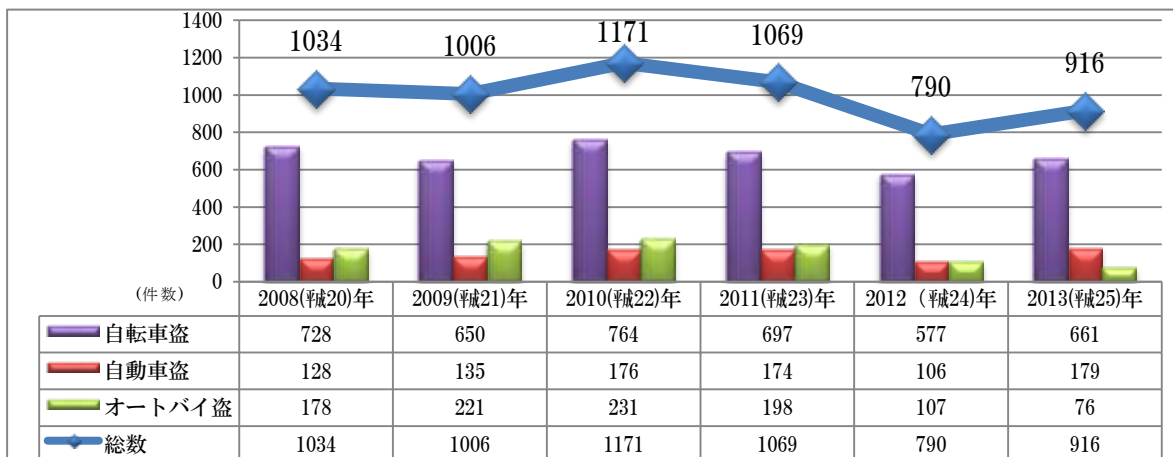
(資料：茨城県警察本部)

図 5 水戸市における住宅侵入窃盗件数の推移



(資料：茨城県警察本部)

図6 水戸市における乗り物盗件数の推移



(資料：茨城県警察本部)

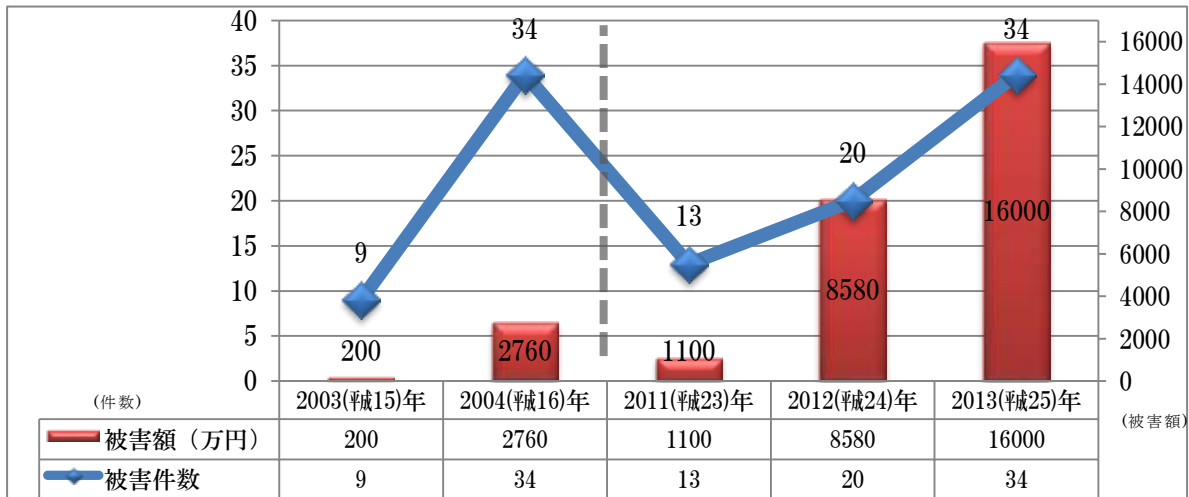
また、水戸警察署管内におけるニセ電話詐欺（特殊詐欺）については、2011（平成23）年は認知件数13件、被害額約1,100万円と、いったん減少傾向にあったものが、2013（平成25）年は認知件数34件、被害額1億6,000万円と急増している状況にあります。

ニセ電話詐欺とは

茨城県警では、2014（平成26）年7月1日から振り込め詐欺に代表される「特殊詐欺」を「ニセ電話詐欺」という名称にしました。特殊詐欺は、身内や企業の社員、警察官、裁判官などの公的機関の職員になりすました被疑者が、被害者に対して「ニセ電話」をかけるなどして、対面することなく現金等をだまし取ろうとすることが特徴であることから、分かりやすくするために「ニセ電話詐欺」という名称に変更したものです。

ニセ電話詐欺は、身内を心配する家族の心を逆手に取り、多額の現金を振り込ませたり、宅配便などで送らせます。被疑者が、言葉巧みに暗証番号を聞き出して老後の資金をだまし取るなどの悪質な犯罪です。

図7 水戸警察署管内におけるニセ電話詐欺などの認知件数及び被害額



(資料：茨城県警察本部)

水戸市内の交番別犯罪認知件数について、空き巣や自転車盗だけでなく、万引きも依然として多い状況であり、ひったくりや強盗なども起こっています。

表4 平成25年水戸市交番別犯罪認知状況

順位	犯罪認知件数	罪種内訳(窃盗犯罪・侵入犯罪・性犯罪の合計)													
		自転車盗	車上狙い	万引き	空き巣	自転車盗	住居侵入	オートバイ盗	悪び込み	居空き	性犯罪	ひったくり	路上強盗	コンビニ強盗	
	水戸市合計	4,357	661	452	442	252	179	93	76	53	17	13	8	2	1
1	末広町交番	676	63	30	29	11	11	9	4	4	2	1			
2	水戸駅南口交番	507	131	55	37	22	19	14	5	2	1	1			
3	見川交番	450	61	53	45	41	16	13	8	6	2	1	1		
4	県庁前交番	357	53	47	38	20	13	13	10	9	3				
5	酒門交番	354	56	40	33	31	22	10	7	4	2	1			
6	石川町交番	297	51	50	31	15	15	10	7	2	2	1			
7	内原地区交番	287	70	43	21	16	16	4	3	2	2				
8	赤塚駅前交番	283	90	45	25	13	8	5	3	3	2	1			
9	水戸駅北口交番	259	60	46	13	7	3	2	2	1					
10	千波町交番	249	54	33	21	16	9	8	5	3	1	1			
11	大工町交番	220	33	15	11	10	5	4	3	3	2	1			
12	東台交番	196	33	20	16	11	9	7	6	3	1				
13	大串駐在所	127	24	13	12	5	4	3	2	1					
14	双葉台駐在所	49	6	5	4	3	2	2							
15	国井駐在所	28	4	3	1	1	1								
16	飯富駐在所	18	5	1	1	1	1								

(資料：茨城県警察本部) (注)右欄の罪種内訳については、街頭犯罪等の件数であり、左欄の犯罪認知件数合計とは一致しない。

3 前計画のまとめ

(1) 施策の成果について

前計画においては、市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成に向け、「人づくり」「まちづくり」「連携体制づくり」という3つの視点によって、各種施策等を推進してきました。

具体的施策として、防犯活動への支援や、情報提供の充実、広報活動などを推進し、市民の防犯活動の機運が高まったことにより、防犯ボランティア団体数、青色パトロール車委嘱団体数、防犯灯の設置基数は増加しています。

表5 水戸市における防犯ボランティア団体数などの推移

項目	2006（平成18）年度		2013（平成25）年度
防犯ボランティア団体数	18 団体	⇒	63 団体
青色パトロール委嘱団体数	6 団体		19 団体
防犯灯の設置基数	14,974 基		16,639 基

※防犯灯の設置基数は、市から自治会等へ補助金を支出している基数です。（資料：水戸市）

防犯カメラについては、2011（平成23）年度は水戸駅南口ペDESTリアンデッキに4基、2012（平成24）年度は水戸駅北口ペDESTリアンデッキ等に4基、2013（平成25）年度は内原駅前広場に2基を設置しました。

その効果により、市民から「安心して通行できる」などの声があげられています。

(2) 安全なまちづくりモデル地区について

安全なまちづくりモデル地区においては、他の模範となるよう、地域の独自性を尊重しながら、各種施策の相互の連携を図るとともに、計画に基づく3つの視点に立って施策を総合的に推進することとしています。

2011（平成23）年11月には水戸駅南口周辺地区をモデル地区に指定し、46団体で構成する対策会議の開催、水戸警察署と連携した防犯パトロール、防犯指導などを推進しました。特に、青少年の健全育成として「少年の非行防止」、防犯活動として「犯罪抑止」を組み合わせ、各種防犯活動に取り組んできました。

防犯設備としては、水戸駅南口・北口のペDESTリアンデッキ等に防犯カメラを設置し、さらに桜川堤防沿いに、管理者である国土交通省常陸河川国道事務所の協力を得て、ソーラー式防犯灯を設置しました。

また、鉄道事業者が、エクセルみなみ駐輪場を設置し、水戸駅南口周辺の放置自転車も解消され、自転車盗も減少しています。

これらの活動の成果として、2011（平成 23）年に水戸市内の交番の中で最も発生が多かった水戸駅南口交番管内の犯罪認知件数 651 件は、2013（平成 25）年には 507 件となり、約 2 割減少させることができました。

表 6 水戸市交番別犯罪認知件数(2013 年犯罪認知件数上位 8 交番の推移)

項 目	2008(平成 20)年	2009(平成 21)年	2010(平成 22)年	2011(平成 23)年	2012(平成 24)年	2013(平成 25)年
末広町交番	246	385	409	315	300	676
水戸駅南口交番	518	507	621	651	539	507
見川交番	482	358	429	472	416	450
県庁前交番	371	393	383	470	431	357
酒門交番	391	357	413	422	425	354
石川町交番	358	358	330	335	315	297
内原地区交番	342	364	397	323	303	287
赤塚駅前交番	502	496	536	454	379	283

(資料：茨城県警察本部)

※ 水戸市内の交番別では、水戸駅南口交番、見川交番、県庁前交番、酒門交番において、犯罪認知件数が多い状況にあります。2013(平成 25)年に末広町交番の犯罪認知件数が急増したのは、同年に検挙した被疑者が、多数の認知されていない余罪窃盗事件を自供したため、増加したものです。

4 現状と前計画を踏まえた課題

(1) 協働による犯罪の抑止施策

犯罪認知件数は減少しているものの、真に市民が安全・安心を感じられる地域社会を形成していくため、モデル地区において、地域や関係機関等との協働により実施した「少年の非行防止」と「犯罪抑止」を組み合わせた活動のような、犯罪抑止施策の重点的な取り組みを進めていく必要があります。

(2) 発生件数の多い犯罪対策

① 空き巣

本市の2013（平成25）年の空き巣発生件数は、252件と県内最多となっており、鍵かけの周知徹底や住宅周辺の見回り活動など、空き巣に対する防犯対策により、被害を未然に防止する必要があります。

② 自転車盗難

窃盗犯の中でも自転車盗の発生件数は依然として多い状況にあり、2013（平成25）年の661件は県内最多となっており、鍵かけの徹底や放置自転車を減少させる対策が課題となっています。

③ ニセ電話詐欺

本市の全体的な犯罪認知件数は減少している一方で、ニセ電話詐欺の発生件数は、近年、増加傾向にあり、被害額も急増している状況にあります。このような状況から、広報活動や高齢者等に対する講話・研修会の開催など、市民の抵抗力を高めることが課題となります。

(3) 再犯防止対策の推進

保護司は、自分の生活の場や時間の一部を割いて、犯罪者や非行少年と向き合う仕事に従事しています。したがって、社会情勢の変動や社会意識の変化を読み取り、それに対応して、保護司の処遇方式の見直しなどを進める必要があります。

保護観察の実務で長く行われてきた来訪中心の処遇方式について、「保護司宅が処遇の場」という基本は維持しつつも、保護司宅でも対象者宅でもない「第三の処遇の場」を設ける仕組みを検討すべきとの課題があります。

(4) 防犯ボランティア団体への支援

地域住民で構成された防犯ボランティア団体においては、会員の高齢化や住民・学校などとの連携強化といった課題があります。

活動の内容は団体ごとに様々であり、組織的な活動ができるよう、それぞれの団体の状況に応じた支援が必要です。

(5) 空き家等対策

日本全国で空き家が増加しており、2013（平成 25）年に実施した住宅・土地統計調査の結果、空き家数は 820 万戸と 5 年前に比べて 63 万戸増加し、空き家率（総住宅に占める割合）は 13.5%と過去最高になっています。

所有者の所在が分からないケースも多く、市町村による対策推進の障害となっており、このような背景から 2014 年（平成 26）年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。

本市においても、管理不良状態にある空き地・空き家について、土地所有者に適正な管理を求め指導及び助言を行い、概ね改善されているものの、相談件数は、2013(平成 25)年度 424 件となっています。

そのため、特別措置法を踏まえた、新たな取組を検討していく必要があります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への立入調査（9 条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

空家等及びその跡地の活用

- 市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対する措置

- 特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

財政上の措置及び税制上の措置等

- 市町村が行う空き家等対策計画に基づく空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）

(6) 防犯設備の増設

犯罪の起きにくいまちづくりに向け、街頭への防犯灯の設置や防犯カメラの設置等が求められており、街頭犯罪を抑止するためには、さらに防犯灯の設置促進や防犯カメラの増設などを進めていく必要があります。

1 目指す姿

本市は、前計画において、犯罪総数の抑止、体感治安の回復、安心感の醸成を掲げ、犯罪による被害を未然に防止し、市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成を目指し、安全なまちづくりモデル地区での重点活動をはじめとする防犯対策を総合的に推進してきました。

その結果、本市の犯罪認知件数は、戦後最多となった2001(平成13)年の7,990件からほぼ半減していますが、県政世論調査の結果から依然として約3割の県民は「治安は悪くなっている」と感じています。

国においては、2020(平成32)年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会を視野に、犯罪をさらに減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、世界一安全な国、日本を実現することを目標として、「世界一安全な日本」創造戦略に基づく施策を着実に推進することとしています。

国の戦略等を踏まえ、犯罪認知件数の約8割を占める窃盗犯などを減らすためには、町内会・自治会や小・中学校、防犯ボランティア団体、警察等の関係機関との協働による取組の充実を図る必要があります。そのため、本市独自の取組である安全なまちづくりモデル地区における先導的な防犯対策を推進し、その対策を全市へ展開することなどによって、安全・安心を感じられるまちを目指します。

協働による先導的な防犯対策の全市展開により、
安全・安心を感じられるまち・水戸

2 基本方針

犯罪の現状や前計画を踏まえた課題に対応するため、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

○基本方針1「防犯力の高い地域社会づくり」

本市の犯罪認知件数は、県内の他市との比較では高い水準にありますが、自主防犯活動の活性化などに伴い大幅に減少しており、この傾向を維持していくためにも地域の取組を一層推進していく必要があります。

また、子どもや女性、高齢者、障害者等を対象とした犯罪の未然防止に向け、地域や関係機関などが一体となって支援活動などに取り組んでいくことが求められています。

このことから、地域における防犯対策の促進や防犯上配慮を要する者への安全対策の強化を図るとともに、再犯防止に向けた取組の充実に努めるなど、防犯力の高い地域社会づくりを進めます。

○基本方針2「防犯意識の高い人づくり」

本市では、空き巣や自転車盗等の窃盗犯の発生が顕著であるほか、近年手口が多様化しているニセ電話詐欺の急増が課題となっています。これらの犯罪は、市民が不安に感じる犯罪でもあり、体感治安と相関が認められます。

そのため、広報・啓発活動や防犯教育の充実に図り、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、防犯組織の育成、支援を進めます。

○基本方針3「犯罪が起きにくいまちづくり」

犯罪の未然防止対策として、管理不十分な空き地・空き家や市民が日常生活で利用する施設などを犯罪につながりにくい状態にすることが必要です。

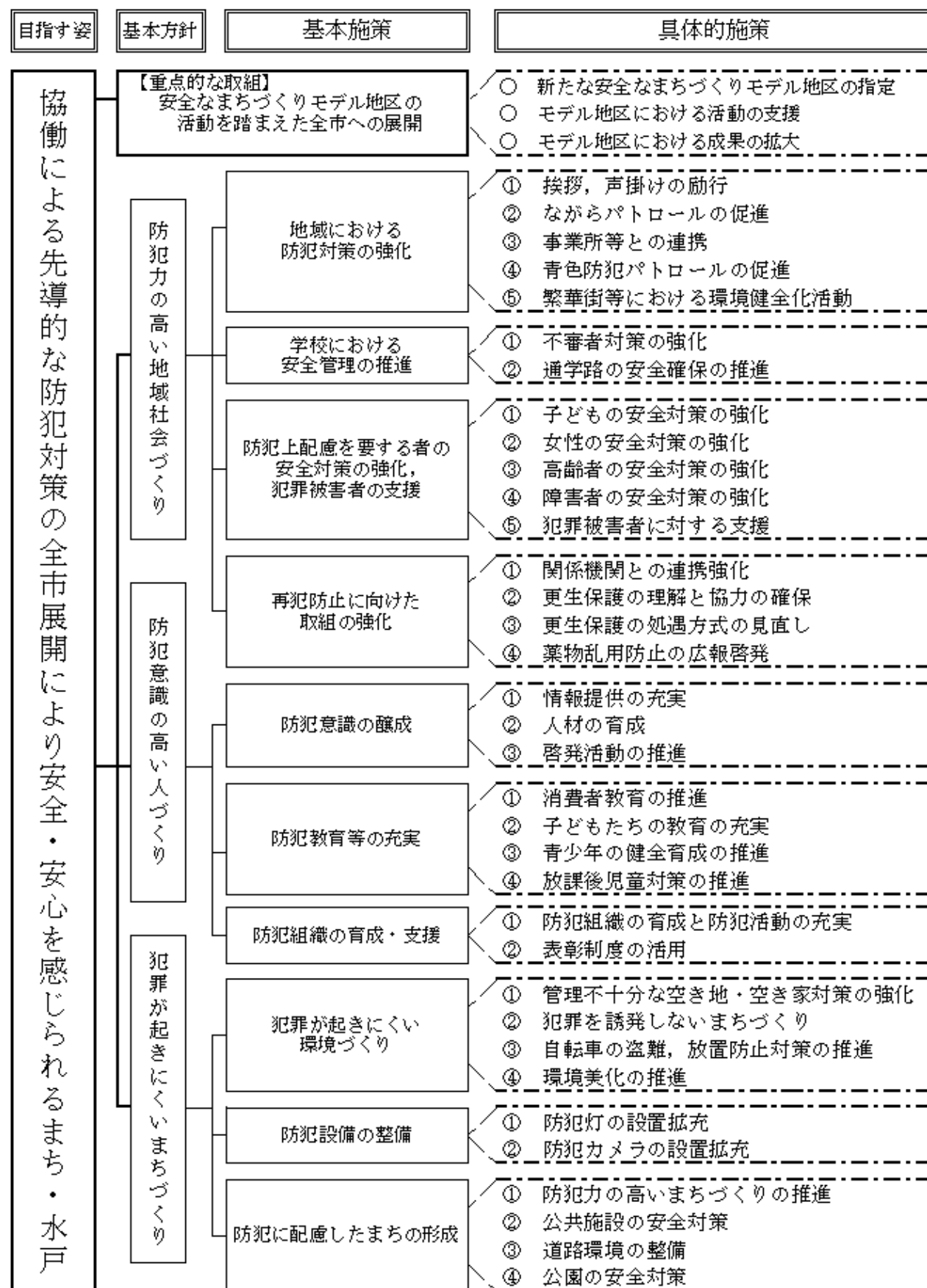
したがって、管理不十分な空き地・空き家対策の強化など、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるとともに、防犯設備の拡充や防犯力の高い住宅・建築物、公共施設の整備等を推進します。

3 計画の目標

犯罪認知件数について、過去の犯罪減少率などを踏まえ、地域の防犯団体の強化、協働による防犯対策を推進し、毎年約3%の減少を継続し、2013（平成25）年4,357件から2023（平成35）年までに30%減少させることを目指します。

年	2013(平成25)年	⇒	2023(平成35)年
計画の目標	4,357件		30%減少

4 施策の体系



【重点的な取組】

安全なまちづくりモデル地区の活動を踏まえた全市への展開

本市の犯罪認知件数の約8割を占める窃盗犯などの一層の減少に向けては、町内会・自治会や小・中学校，防犯ボランティア団体，警察等の関係機関との協働による取組の拡充を図っていく必要があります。

そのため，本市独自の重点的な取組として，他の地区の模範となり，防犯対策を協働で行う地区を「安全なまちづくりモデル地区」に指定し，新たな施策や先導的な防犯活動を実施するとともに，その成果の全市的な展開を図り，犯罪認知件数の減少を目指します。

○ 新たな安全なまちづくりモデル地区の指定

指定する地区については，安全なまちづくりを地区全体で取り組む「他の地区の模範となる地区」及び「施策を重点的に推進する地区」として，先導的な施策を取り込みながら，試験的に実施できる地区とします。

これらの施策を実施する地区を早期に選定し，新たなモデル地区として指定します。

○ モデル地区における活動の支援

モデル地区において，地域に存在する町内会・自治会等の住民組織，小・中学校，防犯ボランティア団体，交番等が相互に連携したネットワークの確立に努めるとともに，地区の具体的課題について，犯罪の未然防止に向けた様々な活動を支援し，協働による取組を推進します。

○ モデル地区における成果の拡大

水戸駅南口周辺地区の成果や新たに指定する地区の成果等を広くPRするとともに，講習や研修会などを通し，各地区の取組，さらには全市的な取組へと拡大を図ります。

重点的な取組を推進するに当たっての進行手順，モデル地区解除後の対応等については，次のとおりとします。

(1) 進行手順

- ① 特徴的な取組を推進している地区や重点的に取り組むべき地区等をモデル候補地として選定します。
- ② モデル候補地において，意識・実態調査等を実施し，その地域の課題等の実情把握に努めます。

- ③ その地域の課題解決に向け、地域の実情に即した有効な各種対策の検討を進めます。
- ④ モデル地区における施策の骨子等がまとまった段階で、安全なまちづくり推進委員会の意見を聞くとともに、地域の住民、事業者、警察等関係機関との協議を行い、モデル地区を指定します。
- ⑤ モデル地区の指定は、期間を設定し、施策の効果を測定したうえで事後評価等により施策の効果を測定します。
- ⑥ 効果が上がった事例等については、他の地区へも導入します。

(2) モデル地区解除後の対応

他の地区の先導的な役割であるモデル地区としての指定を解除した後も、その地域として解決すべき課題が残る場合は、「重点地区」として、引き続き、市、警察、地域及び学校等が連携し、課題解決に向けた推進体制を継続していくこととします。

なお、2011（平成23）年11月から2014（平成26）年12月末まで、モデル地区として指定した水戸駅南口周辺地区においては、犯罪抑止施策の重点的な取組を行い、「少年の非行防止」と「犯罪抑止」を組み合わせた防犯活動等に取り組んだ結果、犯罪認知件数は約2割減少しました。しかしながら、多くの人が利用する駅周辺でもあり、さらに犯罪を抑止していく必要があることから、引き続き重点的な対策を継続することとします。

水戸駅南口周辺地区の概要

○指定区域

水戸駅南口周辺地区（水戸駅南口交番管内）

○指定期間

平成23年11月1日から平成25年12月31日まで
（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで延長）

○主な取組

- ・対策会議 46団体
（水戸駅南口交番管内の防犯連絡員協議会、少年指導委員、自警団などの団体、水戸駅南口交番管内に所在地のある小・中学校、高等学校など）
- ・パトロール、防犯指導などを推進
- ・桜川堤防沿いに「ソーラー式防犯灯」2基を設置
- ・エクセルみなみ駐輪場の開設

○特徴的な取組

「少年の非行防止」と「犯罪抑止」を組み合わせた防犯活動

○施策の効果

犯罪認知件数が2割減少

2011(平成23)年 651件 ⇒ 2013(平成25)年 507件

【1 防犯力の高い地域社会づくり】

地域における防犯対策の促進や防犯上配慮を要する者への安全対策の強化を図るとともに、再犯防止に向けた取組の充実に努めるなど、防犯力の高い地域社会づくりを進めます。

(1) 地域における防犯対策の強化

① 挨拶、声掛けの励行

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、地域における人と人とのつながりを大切にし、お互い支え合い、協力していくことのできる地域社会を形成していくことが大切です。

安全なまちづくりの基礎として、挨拶や声掛けなどに努め、地域みんなでのコミュニケーションが図れるまちづくりを進めます。

また、町内会・自治会への加入を促進するとともに、地域コミュニティ活動や自主防犯活動などの拠点として、市民センターの活用を促進します。

② ながらパトロールの促進

市民によるパトロール活動を活発化し、地域の防犯力を高めるため、誰でも無理なく参加しやすい「ながらパトロール」を促進します。

「ながらパトロールとは」

防犯パトロールの一形態で、犬の散歩やウォーキング等しながら、腕章等を着用して取り組む、日常生活に合わせて行うパトロールのこと。

③ 事業所等との連携

地域における防犯活動の拡充に向け、事業者も地域社会の一員として「地域の安全は地域自ら守る」という意識の啓発に努めます。

また、「こどもの安全を守る家」への登録や、「防犯パトロール中」と記載されたステッカーを車に貼付した防犯活動など、地域の防犯活動への積極的な参加を促進します。

④ 青色防犯パトロールの促進

地域において、視認性の高い青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールを促進するため、防犯協会等と連携し、防犯ボランティア団体などへの働きかけを行います。

⑤ 繁華街等における環境健全化活動

路上における違法な客引きなどを抑止するため、地域住民、事業者、警察、行政等が協働し、繁華街における防犯パトロールなどの環境健全化活動を行います。また、本市を訪れる観光客も安全・安心を感じられるよう、交流拠点等における防犯活動も推進します。

(2) 学校における安全管理の推進

① 不審者対策の強化

不審者の侵入を防止するため、出入口の限定、門扉の施錠などの対策を推進するとともに、緊急時に備えて、地域と連携しながら定期的な避難訓練を実施します。

② 通学路の安全確保の推進

小学校及び中学校の通学路において、子どもたちの安全を確保するため、学校、保護者や警察などと連携し、通学路の安全点検を実施するなど、通学路における安全確保に努めます。

また、危険箇所等を記載した地域安全マップの作成や、「こどもの安全守る家」の一層の充実を図るとともに、所在地の周知に努めます。

さらに、登下校時の安全確保については、教職員やPTA、防犯ボランティア団体、スクールガードなどの立哨活動、パトロールの充実に努めます。

(3) 防犯上配慮を要する者の安全対策の強化、犯罪被害者の支援

① 子どもの安全対策の強化

家庭や学校、警察等の関係機関との連携を強化し、犯罪情報等の交換に努め、犯罪の未然防止を図ります。

また、市内において子どもの虐待が発見された際に適切な援助が出来るよう、関係機関との連絡体制の強化を図り、子どもに対する虐待防止と早期発見、速やかな援助に努めます。

② 女性の安全対策の強化

女性に対するあらゆる形態の暴力を許さない社会づくりに向けて、公的機関、民間団体との連携強化を図るとともに、女性に対する痴漢行為、性犯罪、ドメスティックバイオレンス（DV）等の防止に関する啓発活動を推進します。また、女性が被害者となる犯罪に関する相談・指導等の支援を行います。

③ 高齢者の安全対策の強化

高齢者と接する機会の多い民生委員、地域の団体・事業者で組織される「水戸市安心・安全見守り隊」と連携して、犯罪被害の未然防止及び早期発見に努めます。

また、ニセ電話詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、高齢者の抵抗力を醸成するため、広報活動や防犯講習会の開催など各種対策を強化します。

④ 障害者の安全対策の強化

障害者と接する機会の多い福祉関係者等と協力し、情報の共有等を図ることにより、犯罪被害の早期発見や未然防止に努めます。

⑤ 犯罪被害者に対する支援

犯罪被害者の置かれた状況を広く市民に理解してもらうため、「犯罪被害者週間」等を活用し、広報啓発活動を展開します。

また、犯罪被害者の支援については、茨城県、警察、いばらき被害者支援センターなどの関係機関との連携を図るとともに、市においても、庁内関係各課が協力・連携し、犯罪被害者が必要としている支援を提供出来るように努めます。

(4) 再犯防止に向けた取組の強化

① 関係機関との連携強化

罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りに向け、保護司、学校、警察などの関係機関と連携した指導・支援を強化し、犯罪の再発防止、未然防止に努めます。

② 更生保護の理解と協力の確保

保護司をはじめとする更生保護ボランティアと連携し、講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談及び街頭補導活動などを通じて、更生保護に対する理解と協力の確保に努めます。

③ 更生保護の処遇方式の見直し

保護観察で行われてきた来訪中心の処遇方式を見直すべく、保護司宅でも対象者宅でもない「第三の処遇の場」を設けるよう努めます。

④ 薬物乱用防止の広報啓発

覚醒剤、大麻、あへん・ヘロイン、コカイン、LSD、MDMA・MDA、シンナー等有機溶剤、危険ドラッグなどの薬物乱用を防止するため、水戸市青少年育成推進会議等の関係機関と連携を図りながら、啓発ポスターの掲示及び啓発物品の配布など、広報啓発活動に努めます。

【2 防犯意識の高い人づくり】

広報・啓発活動や防犯教育の充実を図り、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、防犯組織の育成、支援を進めます。

(1) 防犯意識の醸成

① 情報提供の充実

空き巣や自転車盗、万引き等の窃盗犯など、身近な犯罪を減少させるためには、市民一人一人が犯罪の手口や防犯に関する知識、犯罪であることの認識を持つことが必要です。

犯罪の発生状況や防犯対策、ニセ電話詐欺、新たな犯罪などを広く市民に周知するため、広報みと、ホームページ、メールマガジン、市が主催する各種のイベント等を通じて積極的に情報を提供します。

② 人材の育成

市民が防犯に関する知識を持ち、「自らの安全は自ら守る」という意識を一層高められるよう、犯罪被害防止に関する啓発活動や、防犯教育等を推進できる人材育成に努めます。

③ 啓発活動の推進

地域安全運動などと連動しながら、街頭での立哨運動や講演会などを重点的に実施するほか、市庁舎及び出先機関等でのチラシの配布など、あらゆる機会を通じた啓発活動を推進します。

また、市、市民、事業者及び警察その他関係機関が一体となって犯罪を排除するという視点に立ち、犯罪を未然に防止していくための広報活動を積極的に実施します。

(2) 防犯教育等の充実

① 消費者教育の推進

消費者を取巻く環境は、高度情報化などにより、大きく変化しています。商品の購入などが便利になった一方で、取引形態や購入方法が複雑化、多様化し、またニセ電話詐欺などの手口の巧妙化も進んでいるため、トラブルが増加しています。

このことから、安全に安心してインターネット等を利用できるようにするため、フィルタリングや情報セキュリティ等の普及啓発などに努めます。また、トラブルに遭わないための合理的な判断を行い、被害に遭った場合には適切に対処することができるよう、消費者教育を推進します。

さらに、水戸市消費生活センターの機能を強化するとともに、2014(平成26)年4月に制定した水戸市消費生活条例に基づき、消費者被害の防止に向けた啓発活動や、消費生活の相談業務、事業者に対する適正表示の促進などに努めます。

② 子どもたちの教育の充実

子どもたちを取り巻く社会環境は、成長過程である子どもの人格形成に大きな影響を与えることから、子どもたちの各成長段階において、自ら身を守り、自衛的な防犯行動がとれる安全教育の一層の充実を図ります。

また、子どもが誘拐などの犯罪被害に遭わないよう、防犯訓練を行うとともに、防犯ブザーの携行などを促進します。

③ 青少年の健全育成の推進

青少年の非行の背景として、道徳意識や対人関係の希薄化、抑制力の不足と短絡的な行動傾向などが指摘されています。

青少年の問題行動を早期発見し、非行や万引きなどの犯罪を防止するため、青少年相談員による街頭補導や特別相談員による青少年相談をはじめ、立ち直り支援、教育訓練などを引き続き推進します。

また、学校や保護司、児童委員、青少年等育成団体などが青少年の健全育成活動を効果的に行うため、情報を共有し、一体的な活動を推進します。

④ 放課後児童対策の推進

放課後に保護者が就労等で家庭にいない児童の安全・安心な居場所づくりと健全育成を図るため、開放学級事業として、小学校の余裕教室等を活用した放課後における児童健全育成事業を推進します。

また、小学校運動場などの開放や、様々な体験・交流活動、学習の機会を提供する放課後子ども教室等を引き続き進めます。

(3) 防犯組織の育成・支援

① 防犯組織の育成と防犯活動の充実

各地で行われているさまざまな形態の自主防犯活動の参考例を市が収集し、市内の各地区に紹介することにより、市民、ボランティア団体が新たに自主活動を始めてみようとするきっかけをつくるとともに、既に行われている防犯活動の一層の充実を図ります。

また、気軽に出来る「ながらパトロール」の普及・促進を図り、防犯活動の充実に努めます。

② 表彰制度の活用

安全なまちづくりを推進する機運を高め、防犯ボランティア団体による活動などの一層の充実を図るため、自主防犯活動やその他の活動において、安全なまちづくりに寄与したと認められる市民・事業者・団体等を表彰します。

【3 犯罪が起きにくいまちづくり】

管理不十分な空き地・空き家対策の強化など、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるとともに、防犯設備の拡充や防犯力の高い住宅・建築物、公共施設の整備等を推進します。

(1) 犯罪が起きにくい環境づくり

① 管理不十分な空き地・空き家対策の強化

増加の傾向にある管理が不十分な空き地・空き家については、地域環境の悪化につながり、犯罪や放火の恐れもあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等への立入調査や特定空家等に対する助言・指導、勧告等を行うとともに、空家等対策計画策定の検討を進めます。

② 犯罪を誘発しないまちづくり

犯罪を誘発する原因が生み出されることのないよう、不法投棄の防止や違反屋外広告物の追放など、管理が行き届いたまちづくりに向けた指導や監視等を行います。

③ 自転車の盗難，放置防止対策の推進

自転車について、盗難防止に向けた意識改革や、自転車駐車場の適正利用を推進するとともに、放置禁止区域内での定期的な啓発活動・撤去を引き続き実施します。

④ 環境美化の推進

犯罪が起きにくい美しいまちをつくるため、生け垣設置等を促進するとともに、花いっぱい運動を推進するほか、飼い犬のふん害等の防止や空き缶等のポイ捨て防止に関する啓発に努めます。

(2) 防犯設備の整備

① 防犯灯の設置拡充

夜間の安全性を高めるため、町内会・自治会等が設置する防犯灯について、設置及び管理費の一部を補助する制度を継続し、さらなる設置を促進します。また、環境への負荷と地域の維持管理費の負担を軽減するため、LED化の促進に努めます。

② 防犯カメラの設置拡充

多くの人が利用する駅周辺などに防犯カメラの設置を拡充するとともに、民間施設への設置を促進し、犯罪発生 of 未然防止に努めます。

(3) 防犯に配慮したまちの形成

① 防犯力の高いまちづくりの推進

日常生活の安全確保を図るためには、市民、事業者、行政、それぞれの立場での取り組みが大切であることから、防犯に配慮した整備、防犯環境設計の普及啓発に向けた情報提供や相談活動などを推進し、住宅・建築物等の防犯対策の促進に努めます。

また、テロ、組織犯罪などにも強いまちとなるよう、国や警察等の関係機関と連携した取組を進めます。

② 公共施設の安全対策

公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、不審者侵入や盗難防止、利用者の安全確保のため、照明灯や防犯カメラ等の設置に努めます。

また、公共施設における駐車場・駐輪場の車上狙いや自転車盗難などの犯罪を防止するため、防犯に配慮した管理運営を図ります。

③ 道路環境の整備

道路については、ガードレール、縁石等の設置による車道と歩道の分離、周囲からの見通しを考慮した街路樹、植栽帯等の配置と維持管理を進めるとともに、照明を設置するなど、犯罪防止に配慮した道路環境の整備に努めます。

④ 公園の安全対策

市民生活に身近な街区公園などの整備を進める中で、死角を作らないようにするため、外部からの見通しを考慮した植栽、遊具等の配置に努めるほか、必要に応じて公園灯を設置するなどの安全確保に向けた公園整備に努めます。

1 安全なまちづくり推進体制

安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっては、関係機関の職員、関係団体の役員及び学識経験者で構成する「水戸市安全なまちづくり推進委員会」の意見を踏まえながら、市民、事業者をはじめ、防犯協会、学校関係団体及び警察等の関係機関などと相互に連携、協力し、円滑に進めます。

市は、地域における連帯意識の向上を図りながら、安全なまちづくりに関する施策を実施します。施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るとともに、意見の十分な反映に努めます。

市民は、安全なまちづくりを推進するため必要な知識の習得などに努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

事業者は、土地、建物等の適正な管理及び事業活動における安全の確保に努めるとともに、地域や市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

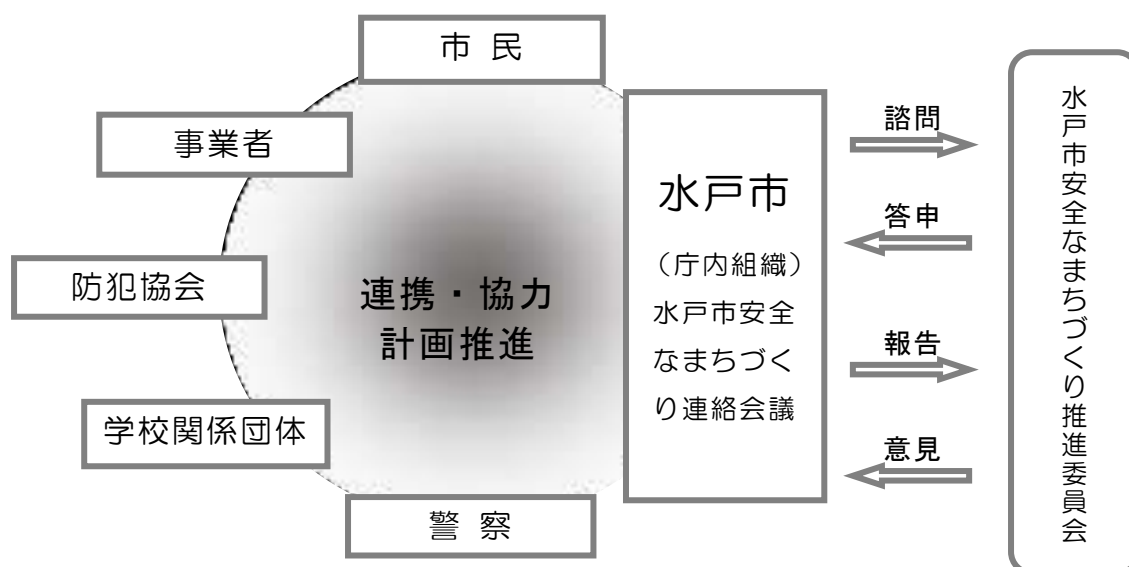
2 庁内推進体制

庁内の関係部課長で構成する「水戸市安全なまちづくり連絡会議」において、各部課間の合意形成及び連絡調整を行いながら、全庁的な体制で取り組みます。

3 年次報告、進行管理

安全なまちづくりに関する施策の実施状況等については、水戸市安全なまちづくり条例に基づき、毎年、報告書等を作成し、公表を行います。

また、計画の進捗状況を定期的に検証し、施策の見直しを図るなど、適切な進行管理に努めます。



平成 16 年 3 月 30 日

水戸市条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安全なまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全なまちづくり」とは、犯罪による被害を未然に防止し、市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、かつ、密接な連携を図るとともに、地域における連帯意識を向上させることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める安全なまちづくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全なまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、安全なまちづくりに関する施策の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民及び事業者の理解及び協力を得るため必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活においては、安全なまちづくりのため必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する土地、建物等の適正な管理及び事業活動における安全の確保に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 7 条 市長は、毎年、安全なまちづくりに関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、安全なまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(安全なまちづくり基本計画)

第9条 市長は、安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全なまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全なまちづくりに関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ水戸市安全なまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。ただし、第18条を除く。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(連携体制の整備)

第10条 市は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため、市民、事業者及び警察等関係機関との間に、連携体制を整備するものとする。

(協力の要請等)

第11条 市は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、警察等関係機関に対し、協力を要請することができる。

2 市は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯組織に対する支援)

第12条 市は、地域における自主的な防犯組織（以下「防犯組織」という。）の育成を図るため、技術的な支援、財政的な支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報活動)

第13条 市は、市民及び事業者が安全なまちづくりに関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、広報活動の充実に努めるものとする。

(児童等に対する教育等)

第14条 市は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全なまちづくりに関する理解を深めるため、防犯に関する教育及び正しい規範意識の啓発の充実に努めるものとする。

(児童等の安全の確保)

第15条 市は、警察等関係機関の職員、児童等の保護者、防犯組織等の参加を求めて、学校等における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、通学等の用に供している道路等及び日常生活において利用している公園等の管理者、地域の住民、児童等の保護者並びに学校等の管理者と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設整備の推進)

第16条 市は、道路、公園その他の公共的施設の整備に当たっては、市民の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全なまちづくりモデル地区)

第17条 市長は、安全なまちづくりを推進するため必要があると認める区域を、安全なまちづくりモデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、モデル地区の指定をし、又は指定の解除をしようとするときは、委員会の意見を聴くとともに、必要に応じて当該モデル地区の市民、事業者及び警察等関係機関と協議するものとする。

3 市長は、モデル地区を指定したときは、これを公表しなければならない。指定を解除するときも、また、同様とする。

(安全なまちづくり推進委員会)

第18条 安全なまちづくりに関する施策を推進するため、水戸市安全なまちづくり推進委員会を置く。

(組織等)

第19条 委員会は、関係機関の職員、団体の役職員、学識経験者及び市民のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 21 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(補則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(水戸市安全なまちづくり推進委員会条例の廃止)

2 水戸市安全なまちづくり推進委員会条例（平成 15 年水戸市条例第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市安全なまちづくり推進委員会条例第 3 条の規定により委嘱されている委員は、この条例第 19 条第 1 項の規定により委嘱されたものとみなす。

4 前項の規定により委嘱されたとみなされる委員の任期は、この条例第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

水戸市安全なまちづくり推進委員会委員名簿

平成 27 年 2 月現在

[委員の任期 平成 27 年 1 月 19 日から平成 29 年 1 月 18 日まで]

No.	団体名	役職名	氏名	備考
1	水戸地区自警団連絡協議会	会長	久保田 隼男	平成 27 年 1 月まで
			荻野 行広	平成 27 年 1 月から
2	水戸地区防犯協会	酒門分会長	有川 秀男	
3	水戸地区少年指導委員連絡協議会	会長	浅野 茂	
4	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	副会長	笹沼 進三	
5	水戸市高齢者クラブ連合会	会長	清水 昭郎	
6	水戸市商工会議所女性会	副会長	渡辺 三代子	
7	水戸市青少年育成推進会議	会長	滝澤 要	
8	水戸市地域女性団体連絡会	副会長	林 由香里	
9	水戸市議会	総務環境委員会委員	飯田 正美	
10	常磐大学	教授	富田 信穂	委員長
11	茨城県水戸警察署	生活安全課長	中根 昭弘	副委員長
12	水戸市高等学校連絡会幹事校	会長 茨城高等学校	上田 善隆	
13	水戸市学校長会	会長 第一中学校	助川 公継	
14	公募委員		藤田 絹代	
15	公募委員		市川 公明	

(事務局 三宅正人, 高野裕一, 長山一弘, 海老澤守, 小林達矢)

主な経過

- 平成 26 年 5 月 政策会議 水戸市安全なまちづくり基本計画第 2 次策定
基本方針について
- 平成 26 年 9 月 安全なまちづくり連絡会議 主要事業の検討
- 平成 26 年 10 月 安全なまちづくり推進委員会 諮問，計画の骨格体系の検討
- 平成 26 年 11 月 安全なまちづくり連絡会議 主要事業のとりまとめ
- 平成 26 年 12 月 安全なまちづくり推進委員会 計画（素案）の検討
- 平成 26 年 12 月 政策会議 水戸市安全なまちづくり基本計画（第 2 次）素案の決定
- 平成 27 年 1 月 意見公募
- 平成 27 年 2 月 安全なまちづくり連絡会議
- 平成 27 年 2 月 安全なまちづくり推進委員会 計画（案）の検討
- 平成 27 年 3 月 安全なまちづくり推進委員会 答申

水戸市安全なまちづくり基本計画（第2次）

水 戸 市

事務局

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

水戸市 市民環境部 地域安全課

TEL 029-224-1111（代表）

TEL 029-232-9152（直通）

FAX 029-233-0523

ホームページ <http://www.city.mito.ig.jp>